

激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と
社会資本整備の更なる推進を求める意見書

我が国では、毎年、自然災害により、多くの人命や財産が犠牲となっている。

兵庫県内において甚大な犠牲を伴った平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など我が国の至るところで地震や暴風雨等による被害が発生しており、さらには今世紀前半に、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。

このような自然災害等から「命」と「暮らし」を守るため、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く、次期5か年間の継続及び対象事業を拡大の上、別枠予算として安定的に確保すること。
- 2 災害に備え、安定的な人流・物流の確保に向けた強靱な道路ネットワークの構築を着実に推進すること。
- 3 道路の橋梁、トンネル等の老朽化対策の計画的な実施に対する支援を行うこと。
- 4 着実な治水事業に加えて、国、地方自治体、企業、住民など流域に関わるあらゆる関係者の連携のもと流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水対策」を推進すること。
- 5 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月10日

兵庫県赤穂市議会
議長 竹内友江

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣

あて